

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
1	6ページ 1.（1）①	<p>◎ 監査の重点事項（令和2年度）</p> <p>(1) 法令等遵守状況 <u>および経営管理機能の発揮状況</u> 新設</p> <p>(2) 返済能力調査の適切性（若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む）</p> <p>(3) 不動産向け貸付けの審査態勢</p> <p>(4) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況</p> <p>(5) システムリスク管理態勢の整備状況</p> <p>(6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証</p>	<p>◎ 監査の重点事項（令和3年度）</p> <p>(1) 法令等遵守状況</p> <p>(2) <u>経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）</u></p> <p>(3) 返済能力調査の適切性（若年者に対する貸付けに係る返済能力調査の適切性を含む）</p> <p>(4) 不動産向け貸付けの審査態勢</p> <p>(5) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況</p> <p>(6) システムリスク管理態勢の整備状況 <u>（情報セキュリティ管理態勢を含む）</u></p> <p>(7) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証</p>	令和3年度対応
2	6ページ 1.（1）②イ	<p>・ 令和2年度書類監査の対象協会員は、翌年度（令和3年度）に貸金業者登録の満了日を迎える協会員とし、令和2年度下期に行う。また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員（令和元12月以降に加入）及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。</p>	<p>・ 令和3年度書類監査の対象協会員は、翌年度（令和4年度）に貸金業者登録の満了日を迎える協会員とし、令和3年度下期に行う。また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員（令和2年12月以降に加入）及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。</p>	令和3年度対応
3	Ⅲ-1	基準日：令和2年4月1日	基準日：令和3年4月1日	令和3年度対応
4	Ⅲ-2	新設	<p><u>令和3年8月改訂</u></p> <p>A. <u>書類監査報告書</u></p> <p>B. <u>法令等資料集</u></p> <p>} <u>令和2年度の書類監査に差替え</u></p>	令和3年度対応
5	Ⅲ-3	書類監査報告書（令和元年度）	定期書類監査報告書（令和2年度）	令和2年度版に差替
6	Ⅲ-20	令和元年度書類監査に係る法令等資料集	令和2年度書類監査に係る法令等資料集	令和2年度対応
7	Ⅲ-24	別紙様式第7号（第20条関係）	同左	改正対応差替

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
	(第8版 III-22)			
8	III-28 (第8版 III-25)	〈従業者証明書の例〉	同左	改正対応差替
9	III-30 (第8版 III-26)	別紙様式第6号の2	同左	改正対応差替
10	IV-2	新設	<p><u>令和3月8月 第8版</u></p> <p><u>○犯罪収益移転防止法施行規則一部施行（令和2年12月28日）を踏まえ、</u></p> <p><u>・「B. 検証基準」</u></p> <p><u>・「B. 検証基準《別表》」</u></p> <p><u>○貸金業法施行規則及び貸金業者向けの監督指針一部改正（令和2年12月23日）、社内規則策定ガイドライン一部改正を踏まえ、</u></p> <p><u>・「B. 検証基準」11を改訂</u></p> <p><u>・「別冊チェックリスト（主な着眼点）」</u></p> <p><u>○所要の改正</u></p> <p><u>・「B. 検証基準《別表》」を改訂</u></p>	法令等の改正
11	IV-3	【一覧表2】「書類監査報告書（令和 <u>元</u> 年度）」の設問	【一覧表2】「書類監査報告書（令和 <u>2</u> 年度）」の設問	所要の改正
12	IV-14 (第8版 IV-15)	<p>【一覧表1】「金融庁「監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドラインとの対照表」</p> <p>10 <u>契約に係る説明態勢</u></p>	<p>【一覧表1】「金融庁「監督指針」及び本協会「社内規則策定ガイドラインとの対照表」</p> <p>10 <u>契約に関する説明</u></p>	所要の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
13	IV-15 (第8版 IV-16)	【一覧表2】「書類監査報告書（令和 <u>元</u> 年度）」の設問	【一覧表2】「書類監査報告書（令和 <u>2</u> 年度）」の設問	所要の改正
14	IV-19 (第8版 IV-20)	□監督指針 II-1 経営管理等 (1)主な着眼点 ①～⑤ 略 ⑥ ロ.協会が <u>協会員</u> に対して行う監査を利用する場合は、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。	同左 同左 同左 ロ.協会が <u>協会に加入している貸金業者(以下「協会員」という。)</u> に対して行う監査を利用する場合は、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。	法令等の改正
15	IV-21 (第8版 IV-22)	●自主規制 第3条(法令順守) 1 協会員は、法その他関係法令等(「貸金業者向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。))、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成28年告示第3号 <u>以下「障害者差別解消対応指針」という。)</u>)	同左 1 協会員は、法その他関係法令等(「貸金業者向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。))、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成28年告示第3号)	所要の改正
16	IV-22 (第8版 IV-23)	●自主規制 第11条(社内態勢整備) 1 (略) 2 非営利特例対象法人(貸金業法施行規則(以下「施行規則」という。))第5条の <u>3の2第2項</u> に定めるものをいう。以下同じ。) 3~4 (略)	同左 同左 2 非営利特例対象法人(貸金業法施行規則(以下「施行規則」という。))第5条の <u>6</u> に定めるものをいう。以下同じ。) 同左	法令等の改正
17	IV-25 (第8版 IV-27)	●協会定款 第14条(監査) 1 (略) 2 協会員は、前項に規定する <u>報告又は資料の提出の請求</u> に応じなければならない。	同左 同左 2 協会員は、前項の <u>規定により本協会が行う監査</u> に応じなければならない。	所要の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
18	IV-46 (第8版 IV-47)	□金融分野ガイドライン 第15条 開示の請求等に応じる手続き(法第32条関係) 1~2 (略) なお、施行令第11条第2号の代理人による開示等の請求等に対して、事業者が本人にのみ直接開示 <u>等することは妨げられない。</u>	同左 同左 なお、施行令第11条第2号の代理人による開示等の請求等に対して、事業者が本人にのみ直接開示。	所要の改正
19	IV-51 (第8版 IV-52)	■犯罪収益移転防止法施行令 第7条(金融機関等の特定取引) 《抄》 1 ツ ~ 若しくは利札の受払いをする取引(<u>仮想通貨の交換等</u> 、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。	同左 同左 ツ ~ 若しくは利札の受払いをする取引(<u>暗号資産の交換等</u> 、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。	法令等の改正
20	IV-52 (第8版 IV-53)	■犯罪収益移転防止法施行規則 第6条(顧客等の特定事項の確認方法) 1 一 イ ~ <u>ホ及びへにおいて</u> 「写真付き本人確認書類」という。)~ ハ ~ 補完書類(次項に規定する補完書類をいう。ニにおいて同じ。)の提示(同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受ける方法 へ ~ 当該顧客等又はその代表者等 <u>に</u> 当該顧客等の写真付き本人確認書類 ~	同左 イ ~ <u>以下</u> 「写真付き本人確認書類」という。)~ ハ ~ 補完書類(次項に規定する補完書類をいう。 <u>ニ及びリに</u> おいて同じ。)の提示(同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受ける方法 へ ~ 当該顧客等又はその代表者等 <u>から</u> 当該顧客等の写真付き本人確認書類 ~	法令等の改正
21	IV-53 (第8版 IV-54)	ヌ (1) ~ 被用者との間で行うもの(当該法人の本店等(<u>本店、主たる事務所、支店(会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものも含む。)</u> 又は <u>日本に営業所を設けな</u>	ヌ (1) ~ 被用者との間で行うもの(当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受け	所要の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		<p><u>い外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）</u> 又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）</p>	<p>る預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）</p>	
22	IV-54 （第8版 IV-55）	<p>三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか ロ ～ 当該顧客等の本店等（<u>本店、主たる事務所、支店（会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものも含む。）又は日本に営業所を設けない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）</u>に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)</p>	<p>同左 ロ ～ 当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)</p>	所要の改正
23	IV-54 （第8版 IV-55）	<p>ハ ～ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（<u>平成二十五年法律第二十七号</u>）第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）～</p>	<p>ハ ～ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）～</p>	所要の改正
24	IV-54 （第8版 IV-55）	<p>2 特定事業者は、前項第一号イからチまで又は第三号イ若しくはニに掲げる方法 ～ 当該本人確認書類<u>又は</u>その写しに当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の記載がないとき<u>は</u>、当該顧客等又はその代表者等から、～</p>	<p>2 特定事業者は、前項第一号イからチまで<u>若しくは又</u>又は第三号イ若しくはニに掲げる方法 ～ 当該本人確認書類<u>若しくははその写しに</u>当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の記載がないとき<u>又</u>は<u>当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の情報の記録がないときは</u>、当該顧客等又はその代表者等から、～</p>	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		この場合においては、前項の規定にかかわらず同項第一号ロ <u>若しくは</u> 又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。	この場合においては、前項の規定にかかわらず同項第一号ロ <u>、</u> <u>若しくは</u> 又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。	
25	IV-55 (第8版 IV-56)	4 特定事業者は、第一項第一号ロ若しくはチ又は第三号ロからニまでに掲げる方法 ～	4 特定事業者は、第一項第一号ロ若しくはチ <u>からヌまで</u> 又は第三号ロからニまでに掲げる方法 ～	法令等の改正
26	IV-55 (第8版 IV-56)	<p>■ 犯罪収益移転防止法施行規則第7条（本人確認書類）</p> <p>前条第一項に規定する方法において、～本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。) <u>及び</u>第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ、<u>、</u>第二号ロに掲げる本人確認書類並びに ～</p> <p>一 自然人(第三号及び第四号に掲げる者を除く)次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 運転免許書等(道路交通法(昭和三条五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第四百条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。)、 ～</p>	<p>同左</p> <p>前条第一項に規定する方法において、～本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。) <u>並びに</u>第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ <u>並びに</u>第二号ロに掲げる本人確認書類並びに ～</p> <p>一 自然人(第三号及び第四号に掲げる者を除く)次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 運転免許書等(道路交通法(昭和三条五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第四百条の四第五項(<u>同法第五十条第二項において準用する場合を含む。</u>))に規定する運転経歴証明書をいう。)、 ～</p>	法令等の改正
27	IV-57 (第8版 IV-58)	<p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第12条（代表者等の本人特定事項の確認方法）《抄》</p> <p>1 ～ 第六条第一項(同項第一項に係る部分に限る。)及び第二</p>	<p>同左</p> <p>1 ～ 第六条第一項(同項第一項(<u>ヌを除く。</u>))に係る部分に限</p>	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		項の規定を準用する。	る。)及び第二項の規定を準用する。～	
28	IV-58 (第8版 IV-59)	<p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第14条(厳格な顧客管理を行なう必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認方法)</p> <p>1 略</p> <p>一 第六条又は第十二条に規定する方法</p> <p>二 略</p> <p>イ 第六条第一項第一号イからリまで(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)、～</p> <p>ロ 第六条第一項第一号ヌからヲまで(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)並びに～</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>一 第六条(第一項第一号ヌを除く。)又は第十二条(第二項を除く。)に規定する方法</p> <p>同左</p> <p>イ 第六条第一項第一号イからリまで及びル(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)、～</p> <p>ロ 第六条第一項第一号ヲからカまで(これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。)並びに～</p>	法令等の改正
29	IV-59 (第8版 IV-60)	<p>■犯罪収益移転防止法施行規則 第19条(確認記録の作成方法)</p> <p>1 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>二 次のイからルまでに掲げる場合に応じ、それぞれ該当イからルまでに定めるもの(以下「添付書類」という。)を文書、電磁的記録又は、マイクロフィルム(へに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ該当イからカまでに定めるもの(以下「添付書類」という。)を文書、電磁的記録又は、マイクロフィルム(チに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法</p>	法令等の改正
30	IV-76 (第8版 IV-78)	<p>□監督指針 II-2-9 貸金業務取扱主任者</p> <p>(2)留意事項</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>新設</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>なお、従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏（住民基本台帳法施行</p>	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
			<u>令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載している場合には、法第12条の4第1項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。</u>	
31	IV-77 (第8版 IV-79)	<p>■施行規則 第18条(特定公正証書の作成に係る説明事項)</p> <p>1 略</p> <p>2 法第二十条第三項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>2 法第二十条第三項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p>	所要の改正
32	IV-82 (第8版 IV-84)	<p>■施行令 第3条の2の3(利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲)</p> <p>一 一万円以下の額 <u>百八円</u></p> <p>二 一万円を越える額 <u>二百十六円</u></p>	<p>同左</p> <p>一 一万円以下の額 <u>百十円</u></p> <p>二 一万円を越える額 <u>二百二十円</u></p>	法令等の改正
33	IV-102 (第8版 IV-105)	<p>●自主規制 第21条2(返済能力の調査に係る基準)</p> <p>協会員は、法その他の関係法令を遵守し、<u>この規則の規程に従った</u>適正貸付けの契約の締結が行われるようにするため、～</p>	<p>同左</p> <p>協会員は、法その他の関係法令を遵守し、適正貸付けの契約の締結が行われるようにするため、～</p>	所要の改正
34	IV-104 (第8版 IV-106)	<p>●自主規制 第27条の2(返済能力の調査—指定信用情報機関を利用した調査)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 協会員は、法第13条第3項<u>本文各号のいずれか</u>又は法第13号の3第3項本文<u>各号のいずれか</u>に該当することを確認した場合、施行規則第10条の17<u>の規程に従い、資金需要者で</u></p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>3 協会員は、法第13条第3項各号のいずれか又は法第13号の3第3項本文に該当することを確認した場合には、<u>資金需要者である個人顧客(以下「個人顧客」という。)から</u>施行規則第10</p>	所要の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		<p><u>ある個人顧客(以下「個人顧客」という。)</u>から同条に定める書面又はその写し(電磁的記録を含む。以下「年収証明書」という。)の提出又は提供を適時にかつ適切に受けなければならない。</p> <p>～</p> <p>4 <u>前項に定める収入証明書類に該当する</u>各書面は、以下の法令を根拠として交付されたものであれば、その書面の名称の如何を問わないものとする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 収入内訳書……所得税法第120条第4項</p>	<p>条の17 <u>第1項</u>に定める書面又はその写し(電磁的記録を含む。以下「年収証明書」という。)の提出又は提供を適時にかつ適切に受けなければならない。～</p> <p>4 <u>施行規則第10条の17第1項各号に規定された</u>各書面は、以下の法令を根拠として交付されたものであれば、その書面の名称の如何を問わないものとする。</p> <p>同左</p> <p>(6) 収入内訳書……所得税法第120条第6項</p>	
35	IV-105 (第8版 IV-107)	<p>●自主規制 第29条の2(例外貸付けの確認)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ～ 当該個人顧客の営む事業の状況及び資金繰りの状況を確認し、当該状況を確認した書面を保存するものとする。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>3 ～ 当該個人顧客の営む事業の状況、<u>収支の状況</u>及び資金繰りの状況を確認し、当該状況を確認した書面を保存するものとする。</p>	所要の改正
36	IV-105 (第8版 IV-108)	<p>●自主規制 第29条の3(起業して1年に満たない個人事業者の確認)</p> <p>～ 開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等(いずれも写し、電磁的記録を含む。)の<u>提供</u>又は<u>提出</u>、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>～ 開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等(いずれも写し、電磁的記録を含む。)の<u>提出</u>又は<u>提供</u>、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。</p>	所要の改正
37	IV-106	<p>●自主規制 第31条(法人であることの確認)</p> <p>1 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿</p>	<p>同左</p> <p>1 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿</p>	所要の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
	(第8版 IV-108)	<p>謄本(電磁的記録を含む。)の<u>提供</u>又は<u>提出</u>をうけて法人の実態を確認しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の<u>提供</u>又は<u>提出</u>を受け、～</p>	<p>謄本(電磁的記録を含む。)の<u>提出</u>又は<u>提供</u>をうけて法人の実態を確認しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の<u>提出</u>又は<u>提供</u>を受け、～</p>	
38	IV-106 (第8版 IV-108)	<p>●自主規制 第32条(返済能力の確認)</p> <p>1 略</p> <p>2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の<u>提供</u>又は<u>提出</u>を受けなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の<u>提出</u>又は<u>提供</u>を受けなければならない。</p>	所要の改正
39	IV-106 (第8版 IV-108)	<p>●自主規制 第33条(過剰貸付けの防止)</p> <p>1 ～ 複数年の決算書又は資金繰り表(いずれも写し、電磁的記録を含む。)の<u>提供</u>又は<u>提出</u>を受けて ～</p> <p>2 ～ 決算書、資金繰り表等の提出を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して ～</p>	<p>同左</p> <p>1 ～ 複数年の決算書又は資金繰り表(いずれも写し、電磁的記録を含む。)の<u>提出</u>又は<u>提供</u>を受けて ～</p> <p>2 ～ 決算書、資金繰り表等の提出<u>又は提供</u>を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して ～</p>	所要の改正
40	IV-106 (第8版 IV-108)	<p>●自主規制 第34条(保証能力を超える保証契約の防止)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 協会員は、第24条第2項の規定に<u>かかわらず</u>、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付しなければならない。ただし、当該資金需要が緊急性又は～</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>4 協会員は、第24条第2項の規定に<u>基づき</u>、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付しなければならない。ただし、<u>同項の規定にかかわらず</u>、当該資金需要が緊急性又は～</p>	所要の改正
41	IV-106~108	<p>●自主規制 第37条(書類の保管)</p> <p>協会員は、法人向け貸付けに伴い<u>この規則</u>の規定により資金需</p>	<p>同左</p> <p>協会員は、法人向け貸付けに伴い、<u>第32条から第34条までの</u></p>	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
	(第8版 IV-109 ~IV-110)	要者等から ~ (2) 留意点 ① 略 ②個人向貸付けに関する事項 a~e 略 f.収支内訳書…所得税法第120条第 <u>4</u> 項	規定により資金需要者等から ~ 同左 同左 同左 同左 f.収支内訳書…所得税法第120条第 <u>6</u> 項	
42	IV-119 (第8版 IV-122)	●自主規制 第48条(放送時間帯、総量及び放映番組に関する留意事項) (1)~(3) 略 (4)略 イ 略 ロ <u>前号</u> に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を1放送エリアとする。 (ア)~(カ) 略	同左 同左 同左 同左 ロ <u>イ</u> に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を1放送エリアとする。 同左	所要の改正
43	IV-120 (第8版 IV-123)	●自主規制 第58条(ホームページの明示事項等) 1 (1)~(4) 略 (5) 登録簿に記載された電話番号	同左 同左 (5) <u>貸金業者</u> 登録簿に記載された電話番号	所要の改正
44	IV-121 (第8版 IV-124)	●自主規制 第60条(目的) ~ 協会員 <u>又は協会員になろうとする者(以下この款において「協会員等」という。)</u> に対して国会の付帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、~	同左 ~ 協会員 <u>等</u> に対して国会の付帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、第61条に定める屋外広告のうち、~	所要の改正

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
45	IV-123~126 (第8版 IV-126 ~IV-129)	<p>■施行規則 第12条の2(契約締結前の書面の交付)</p> <p>1 略</p> <p>一 略</p> <p>イ 貸金業者の登録番号</p> <p>ロ～ヌ 略</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>イ 貸金業者の登録番号</p> <p>3～4 略</p> <p>5 略</p> <p>一～二 略</p> <p>三 貸金業者の登録番号</p> <p>6～7 略</p> <p>8 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p> <p>○「貸金業法関係法令等に係る FAQ」の公表について</p> <p>質問) 略</p> <p>回答) ～ ただし、貸金業法施行規則第12条の2第8項に規定される「日本工業規格 Z8305 に規定する8ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 貸金業者の登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 貸金業者の登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>三 貸金業者の登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)</p> <p>同左</p> <p>8 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>回答) ～ ただし、貸金業法施行規則第12条の2第8項に規定される「日本産業規格 Z8305 に規定する8ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
46	IV-127 (第8版 IV-130)	<p>■施行規則 第12条の3(生命保険等に係る同意前の書面の交付)</p> <p>1 略</p> <p>2 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>2 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	<p>所要の改正</p>
47	IV-128~132 (第8版 IV-131 ~IV-135)	<p>■施行規則 第13条(契約締結時の書面の交付)</p> <p>1 略</p> <p>一 金銭の貸付けに係る契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)次に掲げる事項</p> <p>イ 貸金業者の登録番号(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。)</p> <p>ロ～ソ 略</p> <p>3 略。</p> <p>一 金銭の貸付けに係る契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)次に掲げる事項</p> <p>イ 貸金業者の登録番号</p> <p>ロ～ソ 略</p> <p>6～14 略</p> <p>15 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 貸金業者の登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限を超えないものを締結するときは、登録番号の記載を省略することができる。)</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 貸金業者の登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>15 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の</p>	<p>法令等の改正</p>

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		<p>大きさの文字 ～</p> <p>16 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	<p>大きさの文字 ～</p> <p>16 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	
48	<p>IV-135</p> <p>(第8版 IV-138)</p>	<p>■施行規則 第15条(受取証書の交付)</p> <p>1 略</p> <p>一 略</p> <p>二 貸金業者の登録番号</p> <p>三から五 略</p> <p>2 略</p> <p>3 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p> <p>4 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字～</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>二 貸金業者の登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>3 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p> <p>4 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字～</p>	法令等の改正
49	<p>IV-136</p> <p>(第8版 IV-139)</p>	<p>■施行規則 第18条(特定公正証書の作成に係る説明事項)</p> <p>1 略</p> <p>2 法第二十条第三項第二号に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>2 法第二十条第三項第二号に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p>	所要の改正
50	<p>IV-139</p> <p>(第8版 IV-142)</p>	<p>■施行規則 第19条(取立て行為の規制)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>4 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～</p>	所要の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		5 略 6 ～ 日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～	同左 6 ～ 日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字 ～	
51	IV-143 (第8版 IV-146)	●自主規制 第74条(本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法) 1 略 2 ～ また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)施行規則第6条に規定する本人確認書類(写しを含む。以下「本人確認書類」という。)の提示を求めることもできるものとする。	同左 同左 2 ～ また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)施行規則第7条に規定する本人確認書類(写しを含む。以下「本人確認書類」という。)の提示を求めることもできるものとする。	法令等の改正
52	IV-145 (第8版 IV-148)	■施行規則 第10条の9の2(従業者名簿の記載事項等) 1 略 一～六 略 七 第五条の四第一項第三号の貸付けの業務に ～	同左 同左 同左 七 第五条の七第一項第三号の貸付けの業務に ～	法令等の改正
53	IV-147 (第8版 IV-150)	■施行規則 第20条(掲示すべき標識の様式) 法第二十三条に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。 ※別紙様式第七号(概要) ・略 ・略 ・略 (新設)	左 同左 同左 同左 同左 同左 <u>・氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。</u>	法令等の改正

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		・略	同左	
54	IV-160 (第8版 IV-163)	<p>掲載条文</p> <p>3条1項(施行規則5条の<u>3の2</u>、5条の4、5条の4の2)</p> <p>○関連用語</p> <p>「非営利特例対象法人」【施行規則第5条の<u>3の2</u>第2項】</p> <p>次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 純資産(第五条の<u>五</u>第一項第一号又 ～</p> <p>三～四 略</p> <p>「特定非営利活動貸付け」【施行規則第1条の2の4第4項】</p> <p>一～三 略</p> <p>四 ～ 次項第四号及び第五条の<u>三の二</u>第一項において同じ。)の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払いを要求しないこと。</p> <p>五 ～ 極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく<u>すべて</u>の極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権の<u>すべて</u>が弁済その他事由により ～</p>	<p>同左</p> <p>3条1項(施行規則5条の<u>6の3</u>、5条の4、5条の4の2)</p> <p>同左</p> <p>「非営利特例対象法人」【施行規則第5条の<u>6の3</u>第2項】</p> <p>同左</p> <p>二 純資産(第五条の<u>九</u>第一項第一号又 ～</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>四 ～ 次項第四号及び第五条の<u>六</u>第一項において同じ。)の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払いを要求しないこと。</p> <p>五 ～ 極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく<u>全て</u>の極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権の<u>全て</u>が弁済その他事由により ～</p>	法令等の改正
55	IV-161 (第8版 IV-164)	<p>「生活困窮者支援貸付け」【施行規則第1条の2の4第5項】</p> <p>生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる<u>すべて</u>の要件に該当するものをいう。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 ～ 当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基</p>	<p>同左</p> <p>生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる<u>全て</u>の要件に該当するものをいう。</p> <p>同左</p> <p>五 ～ 当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方</p>	所要に改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		<p>本契約に基づく<u>すべて</u>の極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権の<u>すべて</u>が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日))までの間保存すること。</p>	<p>式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合であつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく<u>全て</u>の極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済日のうち最後のもの(これらの契約に基づく債権の<u>全て</u>が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうちいずれか遅い日))までの間保存すること。</p>	
56	<p>IV-161~162 (第8版 IV-164 ~IV-165))</p>	<p>■施行規則 第5条の<u>3の2</u>(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)</p> <p>1 略</p> <p>一 当該登録を受けた日以後行う<u>すべて</u>の貸付けに関し、年七.五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>二~三 略</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>二 純資産額(第五条の<u>五</u>第一項第一号又は第二項第一号若しくは ~</p> <p>三~四 略</p>	<p>■施行規則 第5条の<u>6</u> (資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)</p> <p>同左</p> <p>一 当該登録を受けた日以後行う<u>全て</u>の貸付けに関し、年七.五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>二 純資産額(第五条の<u>九</u>第一項第一号又は第二項第一号若しくは ~</p> <p>同左</p>	<p>所要の改正</p>
57	<p>IV-162 (第8版 IV-165)</p>	<p>■施行規則 第5条の<u>4</u>(登録の拒否の審査)</p> <p>1~2 略</p>	<p>■施行規則 第5条の<u>7</u> (登録の拒否の審査)</p> <p>同左</p>	<p>法令等の改正</p>
58	<p>IV-162</p>	<p>■施行規則 第5条の<u>4の2</u></p>	<p>■施行規則 第5条の<u>8</u></p>	<p>所要の改正</p>

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
	(第8版 IV-165)	<p>1 ～ 非営利特例対象法人(第五条の<u>三の二</u>第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。)である場合であつて、当該者の貸金業の業務が<u>第五条の三の二</u>第一号各号に掲げる<u>すべて</u>の要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げる<u>すべて</u>の要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなして審査するものとする。</p> <p>2 前項の場合における第四条第三項第<u>十三号</u>の規定の適用については、～ 「並びに第五条の<u>四の二</u>第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。</p>	<p>1 ～ 非営利特例対象法人(第五条の<u>六</u>第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。)である場合であつて、当該者の貸金業の業務が<u>同条</u>第一項各号に掲げる<u>全て</u>の要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げる<u>全て</u>の要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなして審査するものとする。</p> <p>2 前項の場合における第四条第三項第<u>十五号</u>の規定の適用については、～ 「並びに第五条の<u>八</u>第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。</p>	
59	<p>IV-164~165 (第8版 IV-167 ~IV-169)</p>	<p>□監督指針 II-2-21 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について</p> <p>施行規則第5条の<u>3の2</u>第2項に定める非営利特例対象法人(以下「非営利特例対象法人」という。)が～ 施行規則第5条の<u>4</u>第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>(1)主な着眼点</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>イ 略</p> <p>a～b 略</p> <p>c 施行規則第5条の<u>3の2</u>第1項第2号の要件を満たす必</p>	<p>同左</p> <p>施行規則第5条の<u>6</u>第2項に定める非営利特例対象法人(以下「非営利特例対象法人」という。)が～ 施行規則第5条の<u>7</u>第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>c 施行規則第5条の<u>6</u>第1項第2号の要件を満たす必要があ</p>	法令等の改正

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		<p>要がある場合には、～</p> <p>ロ 登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項</p> <p>施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、～</p> <p>(2)留意事項</p> <p>① 施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第一項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、～ 施行規則第5条の4第1項第2号に掲げる基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>る場合には、～</p> <p>同左</p> <p>施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、～</p> <p>同左</p> <p>① 施行規則第5条の8の規定により施行規則第5条の7第一項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、～ 施行規則第5条の7第1項第2号に掲げる基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。</p>	
60	<p>IV-171</p> <p>(第8版 IV-175)</p>	<p>【別表4】 略</p> <p>(1) 略</p> <p>保存を要する書面等(施行規則第10条の21第2項)1号</p> <p>不動産(借地権を含む。)の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約が前項第1号または第2号に掲げる契約に該当することを証明する書面</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>不動産(借地権を含む。)の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約が同項第1号または第2号に掲げる契約に該当することを証明する書面</p>	<p>所要の改正</p>
61	<p>IV-176</p> <p>(第8版 IV-180)</p>	<p>【別表9】 略</p> <p>貸金業者向けの総合的な監督指針、自主規制基本規則</p> <p>○監督指針II-2-19取立行為規制 (2)留意点</p> <p>○自主規制基本規則第69条第1項</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>所要の改正</p>

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		(4) ～ 財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払いを要求すること。	(4) ～ <u>公益</u> 財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払いを要求すること。	
62	IV-207 (第8版 IV-211)	No.2 内部管理部門によるモニタリング検証 【監督指針II-1(1)⑤】 b. <u>モニタリング・検証の結果</u> 、重大な問題点等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか	同左 同左 b.重大な問題点等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか	所要の改正
63	IV-207 (第8版 IV-211)	No.3 内部監査による監査 【監督指針II-1(1)③⑥】 a. 略 b. 略 ・外部監査を利用する場合……外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢 ・協会が協会員に対して行う監査を利用する場合……監査結果を業務改善に活用するための態勢 ・ 略	同左 同左 同左 同左 ・外部監査を利用する場合……外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢 <u>を整備しているか</u> ・協会が協会員に対して行う監査を利用する場合……監査結果を業務改善に活用するための態勢 <u>を整備しているか</u> 同左	所要の改正
64	IV-207~208 (第8版 IV-211 ~IV-212)	No.4 不詳事件への対応 【監督指針II-2-8(1)①②】 a. 略 ・ 略 ・ <u>監督行政庁に対する不詳事件に係る届出書の提出</u> ・ 略	同左 同左 同左 同左 <u>削除</u> 同左	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 略 b. 略 新設 新設 新設 新設 新設 c. 略 検証に際しての主な着眼点 No.1 社内規則の策定 b. 注) 新設 	<p>同左</p> <p>同左</p> <p><u>・ 不詳事件への経営陣の関与はないか組織的な関与はないか</u></p> <p><u>・ 不詳事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか</u></p> <p><u>・ 内部牽制機能が適切に発揮されているか</u></p> <p><u>・ 再発防止のための改善策の策定や自浄機能は十分か</u></p> <p><u>・ 関係会社の責任の追及は明確におこなわれているか</u></p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p><u>《令和2年10月、12月改正》（協会案内発信日 R3.4.15）</u></p> <p><u>令和2年10月1日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律」、令和2年12月23日「貸金業法施行規則」・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び令和2年12月28日「犯罪収益移転防止法施行規則の改正」が施行されたこと等に伴い、「5 取引時確認等の措置等」「8 貸金業務取扱主任者」を一部改正した。</u></p>	
65	IV-208 (第8版 IV-212)	<p>検証項目【関係法令等】</p> <p>No.3 監督行政庁への届出等</p> <p>【貸金業法 24 条の 6 の 2、8 条、24 条の 6 の 9、24 条の 6 の 10】</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>【貸金業法 24 条の 6 の 2、8 条、24 条の 6 の 9、24 条の 6 の 10、<u>施行規則 26 条の 25</u>】</p>	所要の改正
66	IV-210	<p>No.2 個人情報保護宣言の策定</p> <p>【金融分野ガイドライン 18 条】</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	所要の改正

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
	(第8版 IV-214)	a. 個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に <u>かんが</u> み、事業者の個人情報に関する考え方及び方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を策定し、公表しているか	a. 個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に <u>鑑</u> み、事業者の個人情報に関する考え方及び方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を策定し、公表しているか	
67	IV-213 (第8版 IV-217)	No.1 取引時確認 【犯罪収益移転防止法4条】 a. 略 ※ 略 b. 略 ◆ 略 注) 略 新設	同左 【犯罪収益移転防止法4条、 <u>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律</u> 】 同左 同左 同左 同左 注1)同左 <u>注2) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和2年10月1日施行)</u> <u>原則として、本人確認等を目的として被保険者記号・番号等の告知を求めることが禁止されており、本人確認等を被保険者証で行う場合は、以下の点に留意すること。</u> <u>・ホームページ等において、被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付するような記載を行わないこと。</u> <u>・本人特定事項の確認のため被保険者証の提示を受ける場合は、被保険者等の記号・番号等を書き写さず、写しをとる場合は、被保険者等の記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。</u>	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
			・被保険者証の写しの送付を受け本人確認等を行う場合は、 <u>あらかじめ申請者や顧客等対し被保険者等記号・番号等にマスキング求め、マスキングが施されていない場合は、写しの提供を受けたものにおいてマスキングを施すこと。</u>	
68	IV-215 (第8版 IV-220)	確定判決において消費者契約法8条から10条までの～	確定判決において消費者契約法 <u>第8</u> 条から <u>第10</u> 条までの～	所要の改正
69	IV-216 (第8版 IV-221)	No.5 自己振出手形等の制限 a.略 b.略 c.資金需要者等から手形の振出しを受ける場合、手形記載要件の支払場所が公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けていないか	同左 同左 同左 c.資金需要者等から手形の振出しを受ける場合、手形記載要件の支払場所が <u>銀行等</u> の公共の金融機関ではない約束手形の振出しを受けていないか	所要の改正
70	IV-218 (第8版 IV-224)	No.3 指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等 a.略 b.略 ・略 ・略 ・第1号の個人信用情報を貸金業法41条の24第1項による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意	同左 同左 同左 同左 同左 ・第1号の個人信用情報を貸金業法 <u>第41</u> 条の24第1項による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意	所要の改正
71	IV-230	No.1 社内態勢整備	同左	法令等の改正

「監査ガイドライン」新旧対照表（改正箇所赤字下線）

令和3年9月15日

	該当ページ（第7版）	第7版（旧）	第8版（新）	改訂理由
	(第8版 IV-236)	a.略 ※ 施行規則第5条の <u>3の2</u> 第2項に定める非営利特例対象法人が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産及び施行規則第5条の <u>4</u> 第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている（監督指針II-2-21）	同左 ※ 施行規則第5条の <u>6</u> 第2項に定める非営利特例対象法人が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産及び施行規則第5条の <u>7</u> 第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている（監督指針II-2-21）	